

漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金交付要綱

第1 趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響を受け、漁業用燃油及び養殖用配合飼料等の価格高騰により経営が逼迫している漁業者等を緊急的に支援し、その経営安定を図るため、漁業者等に対し、予算の範囲内において漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金（以下「漁業用燃油等支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「漁業等」とは、漁業又は養殖業をいう。
- (2) この要綱において「漁業者等」とは、漁業等に従事する者をいう。
- (3) この要綱において「漁業用燃油」とは、A重油、軽油、ガソリンその他の燃油のうち、漁業等の用に供するものをいう。
- (4) この要綱において「養殖用配合飼料等」とは、魚粉又は魚油を原料とする配合飼料のうち、養殖業の用に供するもの（養殖業者が魚粉等を原料として配合飼料を自ら作成し使用する場合には、当該配合飼料の原料とする魚粉）をいう。

第3 漁業用燃油等支援金の交付対象者

漁業用燃油等支援金の交付の対象となる漁業者等は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 静岡県内に住所を有する個人又は本店を有する法人であること。ただし、養殖業を営む者にあつては静岡県内に養殖場を有すること。
- (2) この要綱が施行された日以前から、自ら漁業等を経営し、かつ、今後も漁業等を継続する意思が認められること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 現に漁業経営セーフティーネット加入者（漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付21水漁第3036号農林水産水産事務次官依命通知。以下「セーフティーネット要綱」という。）の「第4（1）漁業用燃油価格安定対策事業」又は「第4（2）養殖用配合飼料価格安定対策事業」に定める加入者をいう。以下同じ。）であること。
 - イ 令和5年度に漁業経営セーフティーネット加入者となること。
- (4) 国、静岡県又は他の地方公共団体が価格高騰対策のために実施する、給付金、支援金その他の金銭的支援（以下「給付金等」という。）の交付に係る事業（セーフティーネット要綱に基づいて実施される事業を除く。）において、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に出捐する漁業用燃油又は養殖用配合飼料等（以下「漁業用燃油等」という。）に係る費用に関する給付金等を申請又は受給しないこと。

第4 漁業用燃油等支援金の交付額

漁業用燃油等支援金の交付額は、別表に定める支援単価に、以下に定める数量を乗じた金額以内（1円未満切捨て）とする。

- (1) 令和3年10月31日以前から自ら漁業等を経営している者にあつては、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間に購入した漁業用燃油等の数量とする。
- (2) 令和3年11月1日から令和4年3月31日までの期間に自ら漁業等の経営をするに至った者にあつては、漁業等の経営を開始した日から令和4年3月31日までの期間（以下「令和3年度就業者実績期間」という。）における漁業用燃油等の購入数量（以下「令和3年度実績数量」という。）と、令和3年10月1日から当該漁業等の経営を開始した日の前日までの期間（以下「令和3年度就業者非実績期間」という。）において漁業用燃油等を購入したと仮定した際の推計数量（以下「令和3年度就業者仮定数量」という。）とを合計した数量とする。なお、令和3年度就業者仮定数量は、同種の漁業種類を行う者であつて、根拠地等の類似性が高いと知事が認めるもの（以下「推計参考者」という。）の当該令和3年度就業者実績期間に対する令和3年度就業者非実績期間の漁業用燃油等の購入数量の割合に、令和3年度実績数量を乗じて算出するものとする。
- (3) 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間に自ら漁業等の経営をするに至った者にあつては、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの期間における漁業用燃油等の購入数量（以下「令和4年度第3四半期実績数量」という。）と、推計参考者の令和3年10月1日から令和3年12月31日までの期間に対する令和4年1月1日から令和4年3月31日までの期間の漁業用燃油等の購入数量の割合に令和4年度第3四半期実績数量を乗じて得られた数量とを合計した数量とする。
- (4) 令和4年10月1日からこの要綱が施行された日までの期間に自ら漁業等の経営をするに至った者にあつては、漁業等の経営を開始した日から令和4年12月31日までの期間（以下「令和4年度第3四半期就業者実績期間」という。）における漁業用燃油等の購入数量（以下「令和4年度第3四半期就業者実績数量」という。）と、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの期間（以下「令和3年度第4四半期」という。）において漁業用燃油等を購入したと仮定した際の推計数量（以下「令和4年度第3四半期就業者仮定数量」という。）とを合計した数量とする。なお、令和4年度第3四半期就業者仮定数量は、推計参考者の当該令和4年度第3四半期就業者実績期間に対する令和3年度第4四半期の漁業用燃油等の購入数量の割合に、令和4年度第3四半期就業者実績数量を乗じて算出するものとする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 以下の(ア)又は(イ)のいずれかの資料（写しを含む。）
 - (ア) 漁業協同組合の組合員であることを証明する書類、漁船登録証その他の漁業を営んでいることが確認できる資料
 - (イ) 業種別漁業協同組合の組合員であることを証明する書類、令和3年度中の養殖用飼料の代金の領収書その他の養殖業を営んでいることが確認できる資料

- エ 漁業用燃油及び養殖用配合飼料等の購入数量が分かる書類（納品書等）
- オ 法人の場合にあつては、法人登記に係る履歴事項全部証明書
- カ 養殖業を営む者の場合にあつては、養殖場の所在地が確認できる資料
- キ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和5年1月31日まで

第6 申請の取下げ

申請の取下げは、様式第3号を提出するものとする。

第7 交付決定の手続等

- (1) 知事は、第5に規定する書類の提出があつたときは、内容の審査を行い、相当と認めるときは、漁業用燃油等支援金の交付決定及び額の確定を行い、その金額を交付する。
- (2) (1)の規定による漁業用燃油等支援金の交付決定及び額の確定通知は、様式第4号により行うものとする。
- (3) (1)の規定により、不相当と認められたときは、漁業用燃油等支援金の不交付決定を行い、交付しない。
- (4) (3)の規定による漁業用燃油等支援金の不交付決定通知は、様式第5号により行うものとする。

第8 漁業用燃油等支援金の返還

- (1) 知事は、第5に規定する書類の内容が事実と異なることが判明したときは、漁業用燃油等支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、漁業用燃油等支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消に係る部分についてすでに漁業用燃油等支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第9 加算金及び延滞金

- (1) 第8の規定により漁業用燃油等支援金の交付決定の取消を受け、漁業用燃油等支援金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る漁業用燃油等支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、漁業用燃油等支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第8の規定により漁業用燃油等支援金の交付決定を取り消された者の納付した金額が返還を命ぜられた漁業用燃油等支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた漁業用燃油等支援金の額に充てられたものとする。
- (3) 第8の規定により漁業用燃油等支援金の交付決定を取り消された者は、漁業用燃油等支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- (4) (3)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた漁業用燃油等支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 知事は、(1)又は(3)の規定による加算金又は延滞金の納付について、やむを得ない事情があると認めるときは、第8の規定により漁業用燃油等支援金の交付決定を取り消された者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第10 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第5に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を、交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

第11 検査及び報告

知事は、本事業の適正な実施のため、必要な検査を行い、報告を求め、又は必要な指示をすることができ、申請者は、これに応じなければならない。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

別表

項目	支援単価
漁業用燃油	1 リットル当たり 11.293 円
養殖用配合飼料等	1 キログラム当たり 8.537 円

漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請額合計： _____ 円

購入実績 (A) (原則、令和3年10月1日～令和4年3月31日の実績を記載)		支援単価 (B)	申請額 (A×B)
漁業用燃油購入量 〔 A重油、軽油、ガソリンその他の 燃油の合計を記載 〕	リットル	11.293 円	(1円未満切捨て) 円
養殖用配合飼料等購入量 〔 配合飼料 (自家配合飼料以外) 及び 自家配合飼料の原料とした魚粉の 合計を記載 〕	キログラム	8.537 円	(1円未満切捨て) 円

2 振込先口座 (法人の場合は、法人名義の口座)

- ・金融機関名:
- ・支店名:
- ・口座種別: 普通・当座
- ・口座番号:
- ・口座名義人(カナ):

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

誓約書

私（当社、当団体）は、漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金（以下「漁業用燃油等支援金」という。）の申請にあたり、下記の内容について誓約します。この誓約に反していることが判明した場合は、漁業用燃油等支援金の申請の取り下げ、漁業用燃油等支援金の返還に応じます。また、それにより生じた損害については当方が一切の責任に応じるものとします。

記

- 1 漁業経営セーフティーネット構築事業への加入について
 - (1) 令和4年度に加入しています
 - (2) 令和5年度に加入します (いずれかの□に✓を記入)
- 2 申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。また、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
- 3 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。
- 4 令和 年 月 日時点で自ら漁業等を経営しており、申請日時点で倒産・廃業しておりません。また、本漁業用燃油等支援金の交付を受けた後も事業を継続します（する意思があります）。
- 5 国、静岡県又は他の地方公共団体が価格高騰対策のために実施する、給付金、支援金その他の金銭的支援（以下「給付金等」という。）の交付に係る事業（セーフティーネット要綱に基づいて実施される事業を除く。）において、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に出捐する漁業用燃油又は養殖用配合飼料等に係る費用に関する給付金等を申請又は受給しません。
- 6 以下のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）
 - (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員等(暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (3) 暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの
- 7 提出書類である納品書等を紙又は電磁記録により5年間保存します。

静岡県知事 様

年 月 日

所 在 地
名 称
代表者職・氏名
(署名又は記名押印)

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金に係る申請の取下げについて

年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付で提出した漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金に係る申請を取り下げます。

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

第 号
年 月 日

交付申請者 様

静岡県知事 氏 名 印

漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金交付決定及び額の確定について

年 月 日付けで申請があった漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金の交付について、漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金交付要綱第7（1）の規定に基づき、以下のとおり決定し、及び確定します。

交付額： 円

※算定根拠

区分	交付対象購入量	支援単価	交付額 (1円未満切捨て)
漁業用燃油	リットル	11.293 円	円
養殖用配合飼料等	キログラム	8.537 円	円

第 号
年 月 日

交付申請者 様

静岡県知事 氏 名 印

漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金の交付については、漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金交付要綱第7（3）の規定に基づき、不交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 不交付決定理由 : ○○○であるため